

「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」 「暴風警報」発令時の対応について

東住吉総合高等学校では「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」または「暴風警報」が発令された場合、以下の対応をとります。また、公共交通機関の運行停止、在住する地域での避難指示等により登校できない場合は、個々の状況に応じて「欠席扱いとしない」などの対応をとりますので、安全に留意して各自で判断してください。

1. 大阪市内に「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」または「暴風警報」が発令された場合

A. 平常授業(45分授業含む)の場合

- ① 午前7時以前に「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」または「暴風警報」が解除された場合
→ 平常授業とする。
- ② 午前7時から午前10時の間に「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」または「暴風警報」が解除された場合
→ 始業時間を午後1時(SHR)とし、午後から授業を行う。
- ③ 午前10時現在で「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」または「暴風警報」が発令されている場合
→ 臨時休校とする。

B. 半日授業(午前中)の場合

- ① 午前7時以前に「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」または「暴風警報」が解除された場合
→ 平常授業とする。
- ② 午前7時現在で「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」または「暴風警報」が発令されている場合
→ 臨時休校とする。

※「定期考査期間」は、安全が確認され次第、午後から実施する場合もあるため、この限りではありません。

2. 大阪市内に「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」または「暴風警報」が発令されておらず、居住地に「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」または「暴風警報」が発令されている場合

自宅待機とします。解除後の対応は、1. 大阪市内に「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」または「暴風警報」が発令された場合と同様とします。

3. 大阪 Metro 谷町線(全区間)、近鉄南大阪線(全区間)がともに運行停止している場合

- 1. 大阪市内に「特別警報(警戒レベル5相当)、危険警報(警戒レベル4相当)」または「暴風警報」が発令された場合と同様とします。